

第2回一関地区広域行政組合エネルギー回収型一般廃棄物処理施設等整備・運営事業者選  
定委員会会議録

- 1 会議名 第2回一関地区広域行政組合エネルギー回収型一般廃棄物処理施設等整備・運営事業者選定委員会
- 2 開催日時 令和6年11月20日（水）午後2時から午後3時45分
- 3 開催場所 一関市役所特別会議室
- 4 出席者
  - (1) 委員 佐藤和久委員、八鍬浩委員、野本修委員（Web）、菅原稔委員、伊藤正幸委員、菅原哲紀委員、岩渕嘉之委員、佐藤正幸委員
  - (2) 事務局 吉田健事務局次長兼総務管理課長、菊池弘施設整備係長、櫻田亮介主任主事、日下尚也主事、小野寺智之主任主査
  - (3) 事務局アドバイザー（（一財）日本環境衛生センター 環境工学第一部）藤原周史理事、小田原伸幸技術調査役、荒木徹副参事、丸山友紀技師、高橋佳菜恵技師
- 5 議 事
  - (1) 実施方針（案）について
  - (2) 入札説明書（案）について
  - (3) 要求水準書（案）について
- 6 公開、非公開の別 非公開
- 7 協議内容  
別紙のとおり
- 8 担当課 総務管理課

# 会 議 録（協議内容）

※今後、実施される事業者公募に支障がないと認められる範囲での公表

|                                                                    |                                               |                                                                                                                                     |                       |
|--------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 会議名称                                                               | 第2回 一関地区広域行政組合エネルギー回収型一般廃棄物処理施設等整備・運営事業者選定委員会 |                                                                                                                                     |                       |
| 開催日時                                                               | 令和6年11月20日（木）<br>14時00分～15時45分                |                                                                                                                                     | 開催場所<br>一関市役所3階 特別会議室 |
| 内 容                                                                |                                               |                                                                                                                                     |                       |
| 1 開 会                                                              | 事 務 局                                         | (略)                                                                                                                                 |                       |
| 2 あいさつ                                                             | 委 員 長                                         | (略)<br>第1回事業者選定委員会において、本委員会は、事業者選定に関し、不開示情報を取扱うことから、一関地区広域行政組合審議会等の会議の公開に関する要綱の規定により、非公開とすることとしている。                                 |                       |
| 3 議事                                                               |                                               |                                                                                                                                     |                       |
| (1) 実施方針（案）について<br>事務局は、実施方針（案）における第1回委員会以降の修正点について説明し、委員は内容を確認した。 |                                               |                                                                                                                                     |                       |
|                                                                    | 委員                                            | ・基礎審査に係る記載において、「運営費がコストや収益の面から事業としての妥当性を有しているかの確認を行う」とあり、妥当性を有していない事業者は失格とするとも読める。どのように妥当性を判断するのかが明確ではないため、記載するのであれば判定基準を設けるべきと考える。 |                       |
|                                                                    | 事務局                                           | ・コスト面においては各社からの提案による部分があり、明確な判定基準を設けて審査することは困難である。このため、実施方針における記載について再度事務局にて検討させていただく。                                              |                       |
|                                                                    | 委員                                            | ・事業用地に係るリスクの項目を追加した方が良いと思われる。事業者としては予見不可能なリスクをどちらの責とするかが気になると思われるが、事務局としてそのリスクはどのように考えているか。                                         |                       |
|                                                                    | 事務局                                           | ・事業用地のリスク（主に地中構造物や意図的な埋設物、遺跡など）のうち予見不可能なリスクについては、組合が負担するものと考えている。現在のリスク分担表においてはそこまで示していないため、そのことがわかるように明記させていただく。                   |                       |
|                                                                    | 委員                                            | ・外部への熱供給にあたり、ある程度の設定条件を事業者へ示す必要があると思うが、どのように考えているか。                                                                                 |                       |
|                                                                    | 事務局                                           | ・外部へ供給する熱量を設定し、事業者へ提示する予定である。なお、供給方法については今後協議が必要になると考えているが、供給後の活用方法は本事業の範囲外と考えている。                                                  |                       |

|                                                        |     |                                                                                                                                                                                            |
|--------------------------------------------------------|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                        | 委員  | ・例えばお湯での供給を行う場合、供給用ポンプ等の設置も必要になると思われるが、その部分の負担はどのように考えるか。                                                                                                                                  |
|                                                        | 事務局 | ・責任分界点として、施設側と供給側の負担範囲は今後設定することになると考えている。                                                                                                                                                  |
|                                                        | 委員長 | ・事務局は本日の意見を実施方針に反映すること。なお、反映を踏まえ、実施方針は確定することで問題ないか。                                                                                                                                        |
|                                                        | 各委員 | ・異議なし。                                                                                                                                                                                     |
| (2) 入札説明書(案)について<br>事務局は、入札説明書(案)の記載事項を説明し、委員は内容を確認した。 |     |                                                                                                                                                                                            |
|                                                        | 委員  | ・予定価格の公表を行った後、入札、審査の流れとすることが一般的と考えてよい。また、この場合予定価格を超えることにより失格となる事業者は基本的にはあまりないと考えてよい。                                                                                                       |
|                                                        | 事務局 | ・第1回委員会において決定した総合評価型一般競争入札方式は、価格要素と非価格要素のそれぞれで評価をするものであり、価格要素においては、予定価格を公表している例がほとんどである。事業者も公表された予定価格を踏まえて参加可否を検討するため、予定価格を超えて参加することは基本的にないものと思われる。そのため、組合としても事業者の参加が見込める予定価格を設定したいと考えている。 |
|                                                        | 委員  | ・非価格要素審査においては、選定委員会が事業者に対してヒアリングを実施するとあるが、どのような形式で誰が行うのか。                                                                                                                                  |
|                                                        | 事務局 | ・ヒアリングは選定委員会の中で委員の皆様にご対応いただく。なお、ヒアリングに当たって、各社から提出された提案書の内容について委員の皆様事前に確認いただくことを予定している。そのうえで委員の皆様が確認したい事項等を取りまとめ、事業者へ回答いただくとともに、ヒアリング当日は対面にて事業者からのプレゼンテーションと質疑応答を行う予定である。                   |
|                                                        | 委員  | ・入札手続きの概要に係るフローにて、競争的対話の実施とあるが、本文内にも競争的対話の説明を項目として設けた方がよいのではない。                                                                                                                            |
|                                                        | 事務局 | ・競争的対話に係る説明に関しては、ご指摘を踏まえ整理させていただく。                                                                                                                                                         |
|                                                        | 委員  | ・選定スケジュールにおいて、事業者へのヒアリングの実施後、同月に落札者の決定となっているが、スケジュール的に可能なのか。                                                                                                                               |
|                                                        | 事務局 | ・タイトなスケジュールではあるが、ヒアリングを実施した後に総合評価を行い最も点数の高い事業者が落札候補者として選出される。その後、組合の決裁を踏まえて落札者が決定するものであり、決裁の手続き期間にもよるが基本的には可能なスケジュールと考えている。                                                                |

|                                                        |     |                                                                                                                                                       |
|--------------------------------------------------------|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                        | 委員長 | 入札説明書（案）について、事務局は本日の意見を反映のうえ、第3回委員会において提示すること。                                                                                                        |
| （3）要求水準書（案）について<br>事務局は、要求水準書（案）について概要を説明し、委員は内容を確認した。 |     |                                                                                                                                                       |
|                                                        | 委員  | ・発電量を大きくしたいのか、施設の安定稼働を重視した方が良いのかは今後の審査項目の設定に影響してくるものと思われる。落札者決定基準書の検討までには組合としての優先順位を整理し、ご説明いただければと思う。                                                 |
|                                                        | 委員  | ・災害に強い施設と経済性の両立を考慮した場合、非常用発電機の性能や給水設備の貯留容量の設定条件はどのようなもの想定しているのか。例えば東日本大震災のときは、電力は3日程度で復旧された。                                                          |
|                                                        | 事務局 | ・非常用発電機は、1炉立上げ可能な容量としている。エネルギー回収施設は1炉の立上げができればごみの焼却により発電が可能となるため、その電力を活用して2炉目も稼働が可能となる。以上を踏まえ、災害時に施設が停電した場合においてもごみの受入・処理を継続できる仕様としている。                |
|                                                        | 委員  | ・外部電源が遮断してもごみ処理を継続する限り自家発電で処理を継続することはできないのか。                                                                                                          |
|                                                        | 委員  | ・停電するような大規模災害が発生した場合、設備を一度止めて点検し、問題がないことを確認したうえで運転を再開する必要がある。昔は施設の運転を安全に停止するために非常用発電機を設置していたが、東日本大震災以降は施設の強靱化が重要視され、運転を再開するために非常用発電機を設置することが主流となっている。 |
|                                                        | 委員  | ・運営事業者は良好な雇用条件のもと人員を確保するとあるが、良好な雇用条件とはどのような趣旨か。全員正社員でないといけない等の想定はあるか。                                                                                 |
|                                                        | 事務局 | ・明確な規定は設けていない。表現が曖昧なため、記載については整理させていただく。                                                                                                              |
|                                                        | 委員長 | ・要求水準書（案）について、事務局は本日の意見を反映のうえ、第3回委員会において提示すること。                                                                                                       |
| 4 その他                                                  | 事務局 | （略）                                                                                                                                                   |
| 5 閉会                                                   | 事務局 | （略）                                                                                                                                                   |